

第7回子どもの権利・参画のための研究会

平成19年2月9日（金）午後6時から
千葉県庁中庁舎3階第1会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 千葉県子どもの実態・意識調査について

(2) 子どもの参画について

(3) その他

3 閉 会

第7回子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成19年2月9日(金)午後6時から8時
場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
参加委員 池口紀夫委員 池田徹委員 市川まり子委員 岡田泰子委員

事務局

ただいまから第7回の研究会を開催させていただきますが、甲斐委員、黒木委員におかれましては所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。また、佐藤委員ですが、他の行事との都合で遅れてご参加とのことでした。以上ご報告申し上げます。それではただいまから第7回の研究会をお願いいたしますが、ご協議に先立ちまして、若干報告をさせていただきます。

事務局

本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。ご協議をお願いする前に若干報告をさせていただきます。

まず児童相談所の関係ですが、現在の東上総支所をいわゆる本所として格上げしまして、人員体制も強化されるというかたちになっております。またあわせて市川児童相談所なりにも人員体制を強化する方向で検討させていただきますので、そのへんは前進させていただけるのではないかと思います。

また、社会福祉審議会のほうで、社会的資源のあり方の検討委員会を開いておりまして、3月19日に審議会の社会的養護検討部会に報告をいただき、その後答申をいただくことになっております。その中では社会的養護が必要となる子どもが将来的に10年間で200名くらい増えていくだろうという想定の中で、そのためにはどういう方策をしていく必要があるかとか、あるいは県立の施設についてはどういう方向があるかとか、そういうことが打ち出されることになっておりますので、そのへんについては各委員の皆様にも情報提供などさせていただきたいと考えております。

また、この研究会の調査の概要ですが、いろいろご検討いただいてかなり煮詰まってきたかと思いますが、最近いじめの関係が非常に問題視されているというところで、文部科学省の方でいじめの全国調査を行っていくと伺っております。いじめの定義もまだ不明確であるとのことで、その定義をまず決めて、その上で調査をしていこうということになっております。今回ご検討いただきました調査の内容について、いじめの項目が特になかったわけですが、このへんについてはやはり入れたほうがよろしいのではないかということで、その項目を少し加えさせていただきます。また、実際に小学校4年生以上ということですので、小学校4年生の人たちに協力していただきまして、実際に読んで書いていただいて、ボリュームそして読んでわからない言葉、そういったものを考慮して少し設問の提起とか表現とかを変えてはいかがでしょうかというご提案と、そしてこの調査の内容について、どういうことかの分析が可能なのかということ念頭に、調査の仮説をいくつか出して、この調査によってこういうことが明らかにすること

ができるのではないかと、そういったことをいくつかご提示させていただきました。それを少しご説明させていただきながら、もっとこういったことが分析可能なこととしてあるのではないかということについてご意見をいただきながら、質問項目についてさらにすばらしいものに作り上げていただければと思っています。この調査の項目については、小学校4年生の方と社会調査の専門家の方にもご意見を聞いて事務局の方で練ってまいりました。委員の皆様からいただいた調査項目をもとに再構築をさせていただいたものですので、またご意見をいただいてより良いものにしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

事務局
それでは、協議の進行は池口会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いします。

池口会長

はい、では協議に入る前に、資料について事務局の担当の方から説明をお願いしますか。

事務局

恐れ入ります。それではお配りさせていただいた資料についてご説明させていただきます。お手元に本日の次第と子ども用と大人用それぞれのアンケート案、そしてその案についての考え方をまとめました資料が1, 2とホチキス止めであるかと思えます。また、黒木委員から寄せられました参画についての資料も併せて配布させていただきました。アンケート案や資料につきましては、先日、委員の皆様へ郵送させていただいたのですが、先ほどもありましておとり、様々な視点からの見直し、再構築をぎりぎりまでしておりましたので、お送りした資料と本日お手元に配らせていただいたものとは若干異なるところもあります。そのへんも含めましてご説明させていただければと存じます。

まず、アンケートのたたき台を構築していく上で、どのような考え方に立って行ったかということで、資料1をご覧ください。主なポイントとして4点まとめてみましたが、最初に、社会調査の視点から、こういったアンケートを行う上では、分析の視点をあらかじめはっきりとさせておいた方がいいとの御教示をいただきました。たくさんの質問項目があるけれど、すべての質問が同じ重さではないだろうと、中心となる、背骨となる質問項目があって、それに対して何がどのように影響を与えているのかということを確認することで、それぞれに相関関係や因果関係を見出し、いこうということが大切なのではないだろうかということで、これにつきましては後ほど資料2でもう少し説明させていただきます。次に、やはり今、子どもの実態・意識調査と銘打って行う以上、いじめの問題は因子として加えなければならないのではないだろうかとことから、質問項目の一部を見直してみました。また、小学校4年生を中心に30数名の子どもたちに協力してもらって、事前にこのアンケート案をやってもらいました。言葉や質問の意味がわかるか、また分量は適当かどうかなどについて、事前に確認した方がよいのではないかということから行ったのですが、やはりこの分量であっても15分から20分ほどかかるということで、前回まではA

4裏表3枚を考えていましたが、このようなかたち A4 2枚に整理してみたところ。またその過程で、一度は事務局側からお願いして加えていただいた参画に関する質問項目などを全体の流れの中で、一度はずしてみたりもしておりますので、そのあたりのこともこれでよろしいでしょうかということでご協議いただければと思います。

次に全体の構成ですが、アンケートの冒頭には重いものを置かずに、答えやすいものから入った方がいいのではないかと御教示から、質問の配置を換えてみました。事前にお送りしたアンケート案では、冒頭に児童の権利条約に関する質問から入っていましたが、やはりこれも子どもたちにとっては難しいというか硬すぎるように思い、児童の権利条約については元の場所、アンケートの後半ですが、そこに直してみました。また、各質問等で特に目立たせたいところにはアンダーラインを入れたり、前回市川委員から御教示いただいた子どもに親しみやすいカットを入れてみたりという工夫を多少ではありますが、やらせていただいたところ。です。

続いて、内容に関してですが、これは実際のアンケート案と突き合わせながら説明させていただきたいと思います。子ども版のほうのアンケート案をお願いします。

まず、前文に当たる部分ですが、ここにつきましてはほとんど前と変わっていませんが、子どもたちの声を踏まえて若干、文言の修正をさせていただきました。内容的には低学年の子どもにはやや難しいところもあるようですが、高校生までを対象とすることでもありますので、現時点ではそのままにさせていただきました。また、各質問項目についてですが、まずQ2に選択肢として7「楽しいと感じることはない」を入れました。「家庭や学校で楽しいのはどんなときですか」との質問に対して、「そういう時はない」という選択肢もなければならぬのではないかと、実はこれも子どもたちの声から出てきたもので、子どもの視点はやはりすごいなとも思ったわけですが、そういう項目を入れさせていただきました。Q3は、言葉の問題なのですが、「関係がうまくいっているとき」という言葉は、小さな子どもたちには分かりづらかったようで、「仲良くしているとき」という言葉にしてみました。このあたりの言葉遣いにつきましてもまたご協議いただければと存じます。

Q4も同じような観点で、見直しをさせていただいています。Q5は、「つらい気持ちになったとき、あなたはどう思いましたか」という質問文を、具体的な行動に結びつくような問いかけに変えてみました。つらい気持ちになったときどう思ったかでは、「つらいと思った」で終わってしまうのではないかと、その後の自分の行動について、「どうしようと思ったか」という問いかけにしてみました。Q6は、はじめは「つらい気持ちになったとき誰に相談しよう」というような文章だったのですが、「つらい気持ち」というところを「困ったことや心配なこと」というようにして、少し具体的にイメージできるようにしてみました。また選択の方法も、はじめは「いくつでも」というようなことでしたが、「一番よく相談するのは」という具合に一人選んでくださいとしました。

と申しますのは、いくつでもだと確かに子どもたちはたくさん〇を付けますが、その〇がすべて同じ重さではないのではないかと。やはりここは子どもたちが誰を頼りに思っているかを問うてみるべきではないかということで、一人選んでとしてみました。また、そうなりますと、これも子どもたちの声に教えられたところなのですが、一人選んでとなると、親といっても、父と母とで違ってくるので、なので選択肢も「1 親 (ア 父 イ 母)」という具合にわけて見たところです。このあたりはご意見をいただければと思っているところでもあります。次に、Q7ですが、「相談してどうでしたか」という質問に対して、答えが、「よかった」とか「かえって悪くなった」とかいうようなものでしたが、相談相手の存在価値を問うような投げかけにしてみました。「また、その人に相談しようと思えますか」との質問文で、その相談相手の価値の揺れみたいなのを聞いたつもりなのですが、ご議論いただきたいところでもあります。Q9 Q10は、先ほどありましたように、「いじめ」に関する項目として入れさせていただいた部分です。後ほどご意見をお願いいたします。また、Q14は、これまでも委員の皆様にご協議をいただいてまいりました部分ですが、前回案では「たたかれた」という表現になっていました。しかしやはりこれでは、子どもたちが迷ったようで、「ちょっとピシャっていうのも、それになるの？」ということが子どもたちの中にもあったようです。いままでは、質問文を2階建てにして、「たたかれたことありますか」と聞いて、次に「ひどくたたかれたことは」となっていたのですが、「たたく」というちょっと漠然とした表現から「暴力を受けた」という表現に変えてみました。この方が意図することが伝わりやすいのではないかと考えたところです。また、大人と子どもの意識や感覚の差を見る上でも、大人はそれを暴力とは感じていなくとも、子どもはそうではなかったりということも浮かび上がってくるのではないかと思ったところです。また、この質問の後ろに、暴力を受けたときの子どもの気持ちを聞く質問を加えてみました。大人はそれを子どものため、つまり「しつけ」などと思ってやったことであっても、必ずしも子どもはそう受け止めていない場合もかなりあるのではないだろうか、などとの思いからその受け止め方についても聞いておく必要があるのではないだろうかとのことで、入れさせていただいたところです。Q16は、「自分が大切にされていると思えますか」ということで次の質問の「自分のことが好きですか」とともにこのアンケートを貫く柱とも言うべき質問項目となるのではないかとと思われるところですが、全体の流れのなかに入れてみたところです。この質問項目、つまりは尊厳が守られていると思うか否か、あるいは自己肯定感が築かれているかいないのかについて、何の関係しているのか、たとえばいじめを受けたかどうかや大人からの暴力を受けたかどうか、あるいはほっとする場所がある子とそういう場所がない子、相談相手のいるかいないかなど、どのようなことが関係因子として強く振れるかを分析の中心に置いたらどうでしょうかという部分で、その分析の柱となる質問と考えてみたところでもあります。Q18は質問の表現をやさしく変えたところです。またQ21は、年齢を選択肢で回答してもらおうようになっていましたが、実年齢を記入してもらおう形にしました。くくるのは、分析の時の考え方でできるよ

うにしておいた方がよいのではないかと御教示をいただいて直したところです。また、同じように、子どもと一緒に生活している人についての質問項目を1つ加えてみました。子どもが生活している人の構成などが、子どもの権利や人権の感覚に影響するのか、あるいは全く関係しないのか、あまり他では例を見ない分析となるかも知れませんが、入れてみたところです。お考えいただければと思います。

説明が長くなってしまって恐縮ですが、最後に、資料2について少し説明をさせていただきます。このような調査をする場合、調査を行う側があらかじめ調査仮説をもって行うことが大切であるとの御教示をいただきまして、ここにはまだ3つほどしかあげられなかったのですが、事務局のほうで、こういった仮説ではどうでしょうというようなものを書かせていただきました。たとえば、仮説1としまして、いじめや暴力などの人権侵害が子どもの自尊心を傷つけ、自己肯定感を損なうことに関係しているのではないかと仮説から、「自分は大切にされていると思いますか」や「自分のことが好きですか」という質問と、「いじめられたことがある」か「暴力を受けたことがあるか」などへの回答とのクロス集計をとってみるということです。この調査の最も中心的な柱ともなるのではないかと考えました。また仮説2では、もう一段階踏み込んで、いじめや暴力などの人権侵害に遭遇しても、信頼できる相談相手や保護救済の手段を有している子どもは、自己回復を図ることができるのではないかと仮説です。質問項目とのことでいえば、いじめや暴力を受けたことがある子どもで、しかも「自分は大切にされている」と答えていたり、「自分のことが好き」と回答している子どもと、「相談相手がいる」かどうか「ほっとする場所」があるかどうかとの関係などを分析してみてもどうでしょうということになるかと思えます。また3つめといたしましては、児童の権利条約の認知度と人権感覚や人権意識の間には相関が認められるのではないかと仮説です。つまり、いじめや暴力などの物理的具体的な人権侵害を受けていなくとも、人権に対する感覚が鋭敏ならば、たとえば「言いたいことが言えない」とか「意見が大切にされていない」ということをもって、それを人権侵害として認識し、「自分は大切にされていない」との回答に結びつくことがないだろうか、あるとすればその人権感覚は児童の権利条約の認知度と関係がないだろうかという視点から分析がおこなえるのではないかとのことです。これは、逆に児童の権利条約を知っていることがただちに権利認識に結びついていないとの結果が出たにしても、それはそれで意味のあるデータとなるのではないかと考えました。

以上、現段階で事務局が考えついた仮説であります。委員の皆様からもっとこういう仮説があるのではないかとか、こういう分析はどうだろうかというようなご意見をいただいてふくらませていければとも思っています。よろしく願います。

では、早口になってしまいましたが、資料の説明ということでさせていただきます。

池口会長

ありがとうございました。かなり検討をして手直しがされた案が出されたと思います。委員さんの意見交換に入る前に、いまのご説明についての質問があれば出していただければと思いますが、いかがですか。

特に無いようであれば、協議に入っていこうと思います。進め方として、いま一番最後に説明していただいた仮説及び分析の視点について検討をお願いします。「自分は大切にされている」「自分のことが好き」などの自己肯定感、そのへんを軸にして全体を因子として評価していくという、そのへんの考え方について委員のみなさんとしてどう受け止められますかということから入って、その後一つ一つの項目の変更点について確認、協議していくというやり方をしたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

よろしければ、そういう形で議論を進めていきたいと思います。いまの説明にありました資料2のところは、これまで我々としてあまり十分議論してこなかったところなんです。新たにこういう分析の視点、構成を加えていただいたところなので、ありがたいことですが、それが適切かどうかについてご意見を出していただければと思いますが。

市川委員

ちょっと難しい感じがあるんですけど、確かにこの「いじめられたことがある」「暴力を受けたことがある」というのと、「大切にされている」というのと確かに相関すると思うんですね。だけど、いじめられた後どうだっかか、またこれが変わってくるのかなと、この項目とこの項目が即相関関係とは限らないのではないかと、よっぽどひどい暴力の場合はもちろんこれは「自分は大切にされていない」「自分のことは嫌いだ」に即結びつくのかなと思いますけど、いじめとか暴力を受けてもその後救済されて癒されていけばっていう、だからなかなか即そこに結びつくかなっていうことは、数字として表れるかなっていうことはありますね。でもやっぱり、自己肯定感というのは無いなあと思いますから、大事な視点だと思います。即それが結果として、見えるようになってくるかっていうのはちょっとわからないかなあっていうね、だから一応こういうのも視点として立てておくというのはいいのかなって思うんですけどね。

池口会長

いま、いじめを受けたとしてもその後の救済のされ方や守られ方で「大切にされる」ということもあるのではないかっていうのは、この中で言うと調査仮説2に該当することになりますよね。そこで拾ってあるわけですよ。

市川委員

そうですね。そういうことですよ。自己回復…そうですね。仮説1の場合は、そのまま自己肯定感を損なうことになっていて、仮説2では、そこに何らかの救済措置が働いていれば救われることもあるかと、そういうことですよ。

池口会長

他にありますか。

池田委員

いじめられたことがあったり暴力を受けたことがあったりすることが自己肯定感を損なうことになるというのはあると思うんですけど、いじめとは直接関係なく自己肯定感を損なうという例もあると思うので、そこで有意な差が無いと仮説の証明にはならないのではないかとも思うんですが。

池口会長

そのへんで何かご意見ありますか。ちょっと関連しますが、いま池田委員がおっしゃったように、いじめられたり暴力を受けたりすることで自己肯定感を損なう、あるいは自己否定につながる、無力になっていくということは相関関係が充分にあると思うんですけど、「自分は大切にされていない」というのは例えばいじめを受けなくとも他の要因でそうなることはあると思うんです。

戦前、戦後子どもの権利に関する宣言とか、戦後いくつかでているんですけど、それまでは中心的な権利の概念というのは保護だったんですよね。生命の維持、健康、教育、発達、保障、そういうことが中心だったのに、そういう点では子どもをどう保護するかっていうのが中心課題で、戦後の児童福祉法もまさにそういうことが中心だったわけですけども、それに対して付け加える形で子どもの権利条約がでてきたときの中心的な概念というのは子どもの意見表明権、つまり子ども自身の意見とか意思とかを尊重していこうということが出てきたのが子どもの権利条約の大きな変更点だったんですよね。したがって、子どもが「大切にされている」というのは、私は2つの大きなファクターがあると思うんです。大きく分ければ、一つは保護されているということですが、その保護の中身は暴力からの保護っていうのが入るし、それから要保護ということも当然入るし、ちゃんと育ててもらっているということも当然入るし、それからこういうふうに被害から守られるということも入るわけですが、それに対してもう一つの権利の大きな点はやっぱり子ども自身の考えとか意見とか願いとかを尊重するということだと思うんです。だから、自己肯定感、「自分が好き」とかを中心にするのはいいと思うんですが、その因子として、いじめとか暴力とかだけでなく、後から出てくる確実に保護されているとか、育てられているとか、そういうことっていうのはすごく重要なファクターになってくると思います。必ずしも、このいじめとか暴力の被害から保護されているというだけではなくて、ちゃんと守られているという面と、全体的に言うと私はやっぱり子どもの意見が聞かれているかという項目がもう一つの大きな柱だと私はそう思いますけど。権利条約がどの程度知られているのかっていうのもありますがね、おそらくはあまり知られていないですよ。でも知らなくても守られている子は守られているし、意見を尊重している家庭だったり学校だったりしたら権利条約を知らなくとも十分子どもは尊重されているっていうことにはなるように思うんです。

相関関係で、いじめと暴力だけでやっていくということになるとするといかにも狭いかなという気がします。

池田委員

いじめられている子10人といじている子10人にこの同じアンケートをとったときに、相関関係がどっちに振れるかと言うこともあると思います。つまり、

いじめられたことがある、暴力を受けたことがあるという子どもが「自分は大切になれていない」と思うか思わないかとか、またいじめられている子よりむしろいじている子のほうが自分のことを大切に思えないという結論が出るかも分からない。そうすると、いじめられていることと大切にされていないことの相関関係にはならないのかも知れない。

岡田委員

具体的なところで言うとQの8・9のところの関連なんですけどね。いじめにあったことを助けてくれるには自分はいじめられているということと言うということがあって、子どもたちの現状はいじめられている自分が何か悪いんじゃないかとか弱いからいじめられるんじゃないかとか、それこそ自己肯定感がすごく低くなったときに一人で抱えてしまって追いつめられてしまうってこともあると思うんです。で、そうするといじめにあったときに一番助けてくれたのは誰ですかというところは必ずこれはいじめられたときに誰かに訴えて、「理不尽にいじめられている」と言うことが前提の設問ですよ。なので、この10番の「いない」というのは、訴えたんだけども軽くあしらわれたのか、それとも自分が抱えて発信しなかったのかと2つあるのではないかと思って、そのへんが、私たちはともかくいじめの被害にあったら訴えなさいと、恥ずかしいことでも弱いことでもないということ伝えていきたいし、そういう自尊感情とか自己肯定感を持ってほしいということであるとQ8とQ9のところ、もうちょっとそこのところが、分かるような表現とかにした方がいいかなと思ったりします。

池口会長

それもありますが、いまはまず資料2に関係したところを見ていただいてご意見をいただきましょうということなので、そのあたりのことはまた後ほどお願いできればとも思いますが。

岡田委員

そうでしたね。両方の資料を見ながらやっていましたもので、ちょっと申し訳ございませんでした。

池田委員

あらためて考えているんですけど、このアンケートをとる目的なんですけど、子どもの権利が侵害されているという状況に対して大人が子どもの認識と違っていると、子どもと大人の調査結果を対比によってですね、大人はそんなふうに思っていないけども実は子どもの方ではそう思っていたりというようなこと、気持ちのずれがあるから子どもの権利が実際守られていかないんだよというようなことが見えてくるということが大事じゃないかということで両方に調査をするということになったんですよ。そういうふうに考えていくと、分析の視点の中心がここに置かれていくということが、いま言ったことと必ずしもつながっていかないんじゃないかと思うんですよ。この仮説が証明されてもその目的に必ずしもつながっていかないような気がします。

市川委員

私はつながってはいくと思いますが、これだけではつながっていかないかなと

も思いますね。人権侵害が子どもの自尊感情を損ねていくと、だからその人権侵害の実態に対して何が必要かというところまでいかないと、だからこれだけでは足りないんじゃないかと思うんですよね。もっと関係するものを見ていかないといけないんじゃないかと。

岡田委員

本当はいじめられるということのこっち側にはにいじめるということがあるんですけど、あえてそこを触れないようにやっていくアンケートですよね。本当はいじめられたりいじめたりということがありますが、今回のアンケートではそこだけに全部ってできないから、絞って行ってということですよ。すべてのことをアンケートではできないので。

また、これを書くこと自体で気づきというのはあると思う、こういうことは大事なんだとか、すごく心配してくれているんだとか、とういうようなことは書いている一人一人大人も子どもも気づきがあるかと思う。すごくそれは意味があるとは思いますが、普通の子どもたちに書いていただくので、目に見える人権侵害を受けた子どもだけに限ってやるアンケートではないので。そういうふうに私は捉えて、ただいじめられている中にももう少しつっこめるかなと思ったので申しあげましたが、いかがでしょう。子どもが15分くらいで書ける内容というアンケートということに配慮して作ったということでしたのでね。

池田委員

同じようなことを言うことになるかと思うんですが、このアンケートの中で例えば、家庭や学校であなたの意見が大切にされていますかというのがありますが、「意見が大切にされていない」という子どもたちと「自分が大切にされていない」ということとの相関関係だってありますし、いじめと「大切にされていない」の相関関係もありますし、つまり子どもの権利というのはいろいろな形で侵害されている。侵害されているファクターというのをですね、意見のことであったり、あるいはいじめにあったりしたことであったり、あるいはそれ以外にもつらい気持ちになっているとか、楽しいことがあるか無いかとかね、そういうことを網羅的に聞くこととですね、そのことと「大切にされている」こととの相関関係を仮説としてね、それぞれあるはずだと言うんなら私はよく分かるんですが、いじめと「大切にされている」こととの相関関係が強調されていくと、このアンケートの結果、「やっぱり、いじめが問題だったんだ。いじめをなくしましょう」という施策につながっていくということになって、このアンケートをとっていく目的とはちょっと違うんじゃないかなと思うんですよね。

事務局

すみません。先ほどの説明が言葉足らずだったために、ちょっと行き違いがあるように思いましたので、少し補足させていただいてよろしいでしょうか。

資料2で、まず調査仮説としていくつかあげさせていただきましたが、これがすべてというわけではございません。事務局として現段階において考えついたものを書かせていただいたところでありまして、今後、もちろん本日のご協議も含めて委員の皆様でご検討いただき、もっとこういった仮説があるのではないかと、

こういう視点での分析はどうだろうと出していただければと思っているところがあります。

また、その中で、特に自己肯定感との相関関係を見る因子ですが、これも例としていじめや暴力との相関をそこに書かせていただきましたが、あくまで一例ということでございまして、本来は、「意見が大切にされているか」も「ほっとする場所があるか」も「相談相手がいるか」も、あるいはその他の諸々もその因子として当然考えていかなければと思っています。その中で、どの因子が強く振れるのかなどを見ていければということなのですが、資料では紙面の都合もありましたので、因子の例としていじめと暴力を書かせていただいたということでございます。書き方がうまくなかったがため、皆様に誤解が生じてしまったようで申し訳ございません。

池口会長

そういうことですか。それならば分かりました。そうですね、そういつているような相関関係を見ていくということですよ。その中心的な部分に自己肯定感を置いていこうと、そういうことですよ。いじめや暴力はその因子の一つに過ぎないということですね。

池田委員等

分かりました。

事務局

いま、担当から申し上げたとおりなのですが、大人と子どもの調査をやるということで、考え方の違いはどうなのかとか子どもの意見をもっと吸い上げるべきだというようなことがこの調査で浮き彫りになる。また、子どもをより大切にしようとする広報的な調査結果になるということもあると思います。また、仮説については、ここではまだ3つしかあげてはいませんが、これから事務局でも考えさせていただきますが、もっとこういう視点があるとか、必要だとかいうことを皆様からいただければと思っています。また、小学校4年生ができるということ的前提に、全体で15分から20分くらいの負担でというボリューム的な面も考慮しながら、その中で質問項目についても考えさせていただけないだろうかということでご議論いただけると助かります。

池口会長

分析の視点については、先ほどの追加説明でよく分かりましたので、その時にまた協議したいと思います。保護されていることによる自己肯定感とか意見を聞かれていることによる自己肯定感とかは私としては中心的なものと考えてよいのではないかと思います。

それでは、子ども用のアンケートから変更点等についてみなさんのご意見をいただきたいと思います。

まずQ2からですが、これはみなさん頷いていらっしゃいましたのでこれは事務局説明のとおりでよろしいですよ。関連して、その後の質問事項についての修正もいかがですか。よろしいですよ。それからQ4の1の選択肢ですが、いままでは「親や家族との関係がうまくいっている」という表現だったのをわかり

にくいので、「仲良くできずにつらい気持ちになった」という表現に変えたということですがいかがですか。

池田委員

「仲良くできずに」というのではなくて、状態として「仲良くなって」ということの方がよいのではないのでしょうか。

池口会長

私たちの世代といっっては何ですが、私たちの感覚では親と仲がいいとか良くないとかいうこと自体がしっくり来ないところもあるんだけど、子どもたちにはこの方が分かりがいいということなんではないでしょうかね。

市川委員

「気まずくなくて」くらいの方がいいような気もしますが…

池口会長

日用用語だと「うまくない」とか言うけどね。

池田委員

子どもたちはこれがよかったんですよ。「関係がうまくいかない」という表現よりはよかったということでしょうね。

事務局

小学校4年生を中心に30名ほど協力してもらったのですが、その中で「関係がうまくいかない」という表現はよく分からなかったようで、側にいた先生が「仲良くないってことだよ」って言ったら分かったようなのです。

池口会長

確かにかなり概念化されてしまっているんでね。

岡田委員

仲が良ければ何でも相談できるしってことを考えれば、こういう表現なのかなとも思いますがね。

池口会長

そうですね。「仲良く」を使うなら、池田さんが言うとおりの「仲良くなって」とした方がいいんじゃないでしょうかね。

市川委員

私も、「仲良くなって」ということあたりがいいんじゃないかと。

池口会長

事務局の方はいかがですか。以上のような具合で進んでいいですか。

あと選択肢の7番に受験とか進路のこととかを子どもたちにとっては重要なファクターであるので入れたということでしたが、それについてはいかがですか。これはいいですか。問5は、「つらい気持ちになったときあなたはどのように思いましたか」というように表現を変えていただいた。これもいいと思いますが。問6は、具体的に「困ったことや心配なことがあったときに一番よく相談するのは」という表現にしたということですが。

市川委員

その後の7番との関係で、「その人に、また相談しようと思いませんか」という

のがどうかしら。「一番よく相談するのは」で答えた人に、「また相談しよう」というのは二重に聞いているような気がしますよね。

事務局

6番で「相談する」というのは、本当に自分でよく考えて相談している相手といえるのかということが、7番の質問をすることで確認できるのではないかと思います。

7番は、以前の案では、「相談してどうでしたか」と聞いていました。「相談した結果、良くなった」とか「かえって嫌な気持ちになったとか」というようなことを聞いていたのですが、今回の案では、6番で相談すると答えた相手に、子どもたちは、この後も引き続いて信頼関係を保っていかようとしているのかということをし直裁的に聞いてみたところです。

6番で選んだ人が、7番でどのような数字になってくるか。選んだ人によって違ってくるのかとかが見えてくるかも知れないなと思っているところではあるのですが。

池田委員

であるならば、「また」よりも「これからも」の方がいいんでしょうね。

池口会長

そうだね、「これからも」だな。「また」というとなんかしつこい感じになるよね。

では、これはこれでお願ひするとして、8, 9はいじめについてですが、今回の案で新たに入れたということになるわけですが、特に8ではいろいろ具体的な選択肢が書かれていますが、このへんになるといじめの定義をめぐってという面が出てきますか。

事務局

この問8は、文部科学省でいじめの定義を見直すということも聞いておりますので、その定義のあり方によっては、注釈を入れるなどの対応が必要になってくる場合もあるかと思いますが、今後の動きを見ながらということでお願ひできればと思っております。

池口会長

そこで示される定義とある程度の整合性は持たせた上でということにはなるわけですね。

市川委員

いじめの定義って、私もさんざんやってきたんですが、いままでの定義っていうんですか「特定の子どもに長期間にわたって」とかありましたよね。その定義だとこのくらいの数字がでて、いじめの定義を緩くするとまた数字が大きく変わってとか、かなり数字が倍くらい違うとかの数字が出ているんですよ。

ここに定義を入れるというのは、それはそれですごく難しいかなと思うんですよ。

事務局

見直された定義がいままでのものと大きく違ってくるのかとかありますので、

その経緯を見ながらの判断ということにはなるかと思いますが。

池口会長

それでは、それが示された段階で考えさせていただくということではいかがですかね。

市川委員

いじめのことを聞くのであれば、やはり「いじめたことがありますか」というのも聞きたいですね。そのことと、他の相関関係を見てみたいと思うんですよね。せっかくいじめを取り上げるのであれば、そこもぜひ見てみたいと思うんですが。たぶん、いじめをされた子よりもした側の方に参加している子の方が多いように思うんですよね。

池口会長

そういう事実、状況は分かるけども、問題は目的だよね。いじめる方も質問項目に入れるべきなのかという。暴力に関する質問についても、やった側も聞かなければならないし、非行をやった加害者も聞かなければならないし、となるとどんだんどんどん広がってってしまうことになっちゃう。

このアンケートは、いじめの調査というわけではないので、そのところだけというのよね。

市川委員

そうですね。だから私がこのアンケートを最初作ったときにはいじめを入れなかったんですよね。ですが、いじめを入れる調査であればそこが抜けてしまうとは思うんですよね。子どもの現状を知る上ではね入れたいと思うんですがね。広がりすぎちゃいますかね。

池田委員

でも、そうするとだんだんこのアンケートがいじめ対策のためのアンケートのようになってしまいますよね。

いじめる子どもは実は自分のことを大切に思っていない。なぜか。その背景には家庭環境があったり、いろいろあったりしてね、そこを掘り下げていくとなるとこのアンケートだけではできないですね。あまりに踏み込みすぎると、そのデータが出たことをどのように利用できるかっていうのが見えてこないというふうに思います。

池口会長

それは、私もそう思いますね。それは、論としてはあるんだけども、子どもの人権に関わることを浮かび上がらせるには、いじめられているという方でね。

岡田委員

このいじめというのは、学校とか友達とか先輩後輩とか子ども間のことですよね。そういう前提を何となく意識しながら書いていくんだろうなあと思いますけど。確かに15分くらいで子どもがきちっと書けるといって、そうですね、あまり広げるとね。

池口会長

これを子どもたちに協力してもらってやったときにどうだったですか。

事務局

ここに関しては特に戸惑いがあったということはありませんでした。たまたまお願いした2～30人がそうだったということかも知れませんが、特にここに関する問題は聞かれなかったです。

池田委員

やはりこのいじめに関する質問は入れるべきだということですかね。

事務局

子どもの実態調査として実施する上で、いじめがこれだけ社会問題化しているなかで、そのことを入れないというのは調査としていかがなのかなということはあるかと思います。

池口会長

確かにいろいろな状況はあって、不登校の問題とか非行の問題とか、入れようとしたらいっぱいあることは確かだけど、事務局が言うようにいまの状況を考慮したときにいじめをとというのは分かりますよね。

事務局

この調査の質問自体は比較的簡単なものが多いですが、項目と項目をクロスさせていったときにかかなりのデータが得られるのではないかと思います。

池口会長

確かに、かなりのデータにはなりますよね。そうですね、特に大きな問題は無いと思いますので、やりましょう。

では、その後の質問項目についてですが、暴力に関しての問いかけ方の違いについてどうですか。

事務局の説明では、ただ「たたく」というのではなく、被害性をより明確にした「暴力」という表現の方がいいのではないかということでしたが、いかがでしょうか。

事務局

補足させていただきますと、「たたく」というと親がしつけの場合にお尻などをペンとする場合もですねありますが、「暴力」といえば誰しもがその分かるのではないかということで、このような表現にさせていただきました。

池口会長

分かります。理解できます。すごく微妙ではありますがね。

事務局

ここで親と子どもが対比できれば、それはすごいデータだとも思います。

池口会長

確かに虐待問題でも極めて対立するところですからね。しつけなのかどうかと。では、そういう方向でよろしいですか。

あとは、問18ですか、子どもの権利条約というのを「子どもの権利についての国際的な条約が」というわかりやすい表現にしたということですが、内容については下の囲みで説明を加えたということで、よろしいでしょうかね。

事務局

囲みに中は前回までご協議いただいた内容と同じになっています。

市川委員

そうですね。これはユニセフの4つのくくりから取って書いたんです。

池口会長

ちょっと調べてからというところもあるかも知れませんが、ここではこれでよしということでいいですかね。

では、最後に22ですが、一緒に住んでいる人との関係ということですが、なにかありやしないかなという感じですが、あまり見たことのない項目ですがね。事務局の方で何かありますか。

事務局

はい、社会調査的な視点などからアドバイスをいただいている中で、生まれてきたものなのですが、確かにあまり多く見られるものではないとは思いますが。しかしながら、だからこそというのもありまして、例えば、何らかの理由で親と暮らせていない子どもたちの回答傾向の中から何か見えてこないだろうかとか、また子どもたちを取り巻く家族の状況は、子どもたちの意識や心の形成に影響を与えているのか、またいないのか、いずれにしても子どもと家族を考える因子の一つにはなるのではないだろうかとの思いからここに置いてみたところですよ。

岡田委員

一緒に住んでいるというのと、例えば、親が海外出張でいないとかのケースもありますよね。

市川委員

そうですね。単身赴任なんかもありますから、結構あるかも知れないですよ。

岡田委員

母子家庭とか父子家庭とかだけとは限らないわけですからね。

池口会長

いろいろなケースが出てきますね。おおざっぱな聞き方ですが、細かな家族調査をするわけではないからね。

岡田委員

子どもの感性で…

池口会長

やってみないと分からないところですが、いいですか。いままでにないものですが、いいですかね。

池田委員

書き方としては、「一緒に住んでいる人全部」とかの方がいいのではないですかね。

池口会長

確かにそこはそうだね。では、そこは事務局にもう少し考えていただくとして、時間もありますので、大人の方のアンケートは全体としてどうでしょうか。みなさんの方でたどっていただいて、特に何かあればお願いします。

事務局

基本的な構成として、子どもと大人は対比させた質問項目となっています。そういう前提で見ていただければと思います。

池口会長

18番を確認してください。これでよろしいでしょうか。

それでは、各項目についての検討はここまでとしまして、子どもの参画について黒木委員から出していただいた資料、「はじめの一步」という事例のフォーマットが出ているのですが、参画の事例をどのように集めて、どうつなげていくかということは、実はあまり議論していないのですよね。ですが、参画について研究していくことはこの研究会の活動内容であるわけですから、やらなければいけないんですが、またやる意味もあると思うんですが。

理論的に、参画や社会参画は何かということを経験することも大切ですが、その前に、千葉県にどのような事例があるかを収集して、それをもとにイメージを作っていく、今後の社会参画の政策や方策に結びつけていこうという単純な意図なんですけど、そのへんをどのようにまとめて、どのようにやっていくのかというのは今後、議論することとして、一応事例は集めてみましょうということだと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうかね。

この収集は、アンケートとは異なり、委員の関係の中でということだったと思います。

市川委員

黒木委員が本日お見えになっていないので代わりに…こちらは団体にとるアンケートということで、子どものアンケートにも参画の質問を入れてたんですが、今回全体の量との関係で抜けてしまったので、それこそ黒木委員がおられたら意見が出たかなとも思うんですが、このアンケートが子どもの人権侵害やどれだけ相談しているかとか、そっちの方が中心になって、私はこれはこれですっきりしたかとも思いますが、黒木委員が主張していたことが抜けてしまったとしたら、なおさらこの事例収集というのは重要なことだと思うんですけど。団体へのアンケートという意味合いでも。

池田委員

アンケートについては、先ほどまでの検討で、いいということではないでしょうか。

池口会長

そうですね。参画・社会参画は細かな議論になるといろいろ出てくると思うんですね。大げさに言うと、いまの千葉県社会の中で、子どもの社会参画とは何を言うのかとかね。イメージしているのかとかね。このへんについてはまだ整理されていないし、あまり定着もしていない。そういう意味ではこのテーマは、もちろん重要です。ですが、今後の研究会の日程の中で、どこかで一度整理していかないといけない。整理した形で提示していかないとちょっと取り組めないかなと思うんですよね。

岡田委員

このたたき台もいろいろご意見いただいて、分量も裏表になって、8には参画

した子どもの生の声を聞かせてくださいということで、子ども自身が書いたり、あるいはヒヤリングしたりするような項目を設けたりしたということです。

池口会長

研究会として取り組むとなると、それなりの段階を踏む必要もありますが、いまの段階では、これは研究会としてというよりも、委員の参考資料として、今後考えていく上での資料として委員がそれぞれ独自に集めて持ち寄ろうじゃないかというぐらいのところにしておいた方がいいんじゃないかと。

池田委員

研究会の委員が、それぞれ自分の人脈とかのなかで集めていくということなんですけど、もうちょっと拡げて、次世代の作業部会の中でもお願いしてみたらどうかかなとも思います。

子どもの意見や声を聞くために、子どもタウンミーティングとか子ども会議とかいうようなものを、この研究会が、発信の場として考えていったらいいのではないかなとも思います。

池口会長

それは、ぜひ考えたいと思います。それでは、時間も少なくなってきましたので、今後のことについて事務局からお願いしていいですか。

事務局

長時間のご協議ありがとうございました。本日のご協議を踏まえて、アンケートについては再度細かなところを見直させていただき、今後は、3月に予定されています次世代育成の推進作業部会に報告しご意見をいただきたいと思います。その上で、次世代の県民会議がありますので、そこにも同じように原案を報告しまして、基本的な方向性を了解していただいた上で実施していければと思います。

実施にあたっては、1学期中に行っていくということでやらせていただきたいと思います。

池口会長

その後の集計等についてはどうでしたでしょうか。

事務局

これまでのご確認ということにもなりますが、単純な集計作業は事務局で行わせていただき、その後の分析は研究会の委員の皆様でということだったと思いますが。細かなことは、また今後ご相談ということにもなるかとは思いますが。

池口会長

分析は一緒にやるっていうのもいいんじゃないかな。

事務局

集計は事務局でやりまして、分析は、どのような分析が必要かということに委員の皆様のご意見を聞きながら進めていくということの御理解でよろしいでしょうか。

池口会長

わかりました。

実施方法はどうでしたでしょうか。

事務局

まだ、ご内諾の段階ではありますが、千葉県の子ども会連合会に御協力をお願いして実施していければと考えているところではあります。実施が決まりましたら、正式にお願いにあがらせていただきたいと思いますと考えております。

また、高校生とその保護者につきましては、県内の高校のいくつかに御協力をお願いできればと考えているところでございます。

なお、各ご家庭からの回収は直接事務局あてに郵送で行えるようにしたいとも考えています。

池口会長

県子連ですね。

市川委員

人数的には大丈夫ですが。

事務局

各地区くまなく会員がいらっしゃって支部もきちんとありますので、十分な数はお願いできるのではないかと考えています。

池口会長

そうですね。その通りです。

ほかに何かご発言ありますか。連絡等。

次回はどうでしょうかね。

事務局

3月の次世代の作業部会の前に、今一度皆様に資料をお配りしますが、その段階で、会議が必要だということであればですが、そうでなければ、次世代の部会以降にお願いできればと思います。

池口会長

はい、分かりました。よろしいですか。それではそのようにお願いします。

ほかに何かありますか。よろしければ、時間となりましたので、本日の研究会はこれで閉じたいと思います。

ご苦労様でした。ありがとうございました。